

奈良県告示第八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成三十年五月十四日奈良県郡山土地改良区の定款の変更を認可した。

平成三十年五月二十二日

奈良県知事 荒井正吾